

No.23

市税だより

問い合わせ

●個人および法人市民税、軽自動車税等の賦課に関すること・・・市民税課
●固定資産税(土地、家屋および償却資産)の賦課に関すること・・・資産税課
●市税の徴収や納税相談等に関すること・・・納税課

☎876-1234

内線 (2211～2217)
内線 (2261～2265)
内線 (2315・2318)

	納税義務者	賦課基準日
個人市民税	市内に住所を有する個人	平成25年 1月1日
固定資産税	土地・家屋の所有者	平成25年 1月1日
軽自動車税	原動機付自転車・軽自動車・ 小型特殊自動車・二輪小型自 動車の所有者	平成25年 4月1日

今月は、税務証明書の交付請求の際に必要な書類等についてお知らせします。

平成25年度税務証明
 5月に個人市民税の通知書が発送されたため、6月1日より全ての平成25年度税務証明書が発行できるようになりました。

それぞれの税に対する納税義務者および賦課基準日は左記のとおりです。

◆税務証明書の交付請求
税務証明を交付請求される際の「本人確認」について

窓口において税務証明書を交付請求される際は、税務証明交付申請書を記入していただきます。

本市では平成21年4月から窓口に来られた方の「**本人確認**」を行っています。「本人なりすまし」による第三者からの虚偽その他不正な手段による交付請求を防止し、市民(納税義務者)の皆さまの個人情報を保護するためのものです。

皆さまには、ご負担をお掛けすることになりますが、税務証明書の交付請求が適正に行われるよう、ご協力をお願いします。

◆所得証明関係(市民税課)

I 証明の種類

- 所得証明書
- 課税証明書
- 所得課税証明書
- 扶養証明書
- 市県民税申告書等の写し

II 必要書類

- ㊦ 本人が窓口に来た場合
 - 身分証明書(免許証など)
 - ※写真付きが好ましい
 - 認め印
- ㊧ 同一世帯の親族が窓口に来た場合
 - 窓口に来た方の身分証明書(免許証など)
 - 認め印

◆証明書の郵送による請求

上記証明書を郵送にて請求することができます。

郵送請求の際、同封していただくものは次のとおりです。

- 税務証明交付申請書または納税証明交付申請書
- 申請者確認のための書類の写し(免許証など)
- 手数料分の**郵便局の定額小為替**・証明書1枚につき300円
- 申請者の住所を記入した返信用封筒(切手の貼付も忘れずにお願います)
- 委任状(代理人が請求した場合)

- ㊦ 相続人が窓口に来た場合
 - 窓口に来た方の身分証明書(免許証など)
 - 本人(被相続人)が亡くなられたこと、および相続人であることがわかる書類(戸籍謄本など)
- ㊧ 代理人が窓口に来た場合
 - 窓口に来た方の身分証明書(免許証など)
 - 委任者本人の署名捺印のある委任状

◆固定資産証明関係(市民税課)

I 証明の種類

- 固定資産証明書
- 固定資産評価証明書
- 固定資産公課証明書
- 無資産証明書
- 土地家屋名寄帳
- 家屋滅失証明書
- 償却資産証明書
- 住宅用家屋証明書

II 必要書類

- ㊦ 本人が窓口に来た場合
 - 身分証明書(免許証など)
 - ※写真付きが好ましい
 - 認め印
- ㊧ 同一世帯の親族が窓口に来た場合
 - 窓口に来た方の身分証明書(免許証など)
 - 委任者本人の署名捺印のある委任状
- ㊨ 相続人が窓口に来た場合
 - 窓口に来た方の身分証明書(免許証など)
 - 本人(被相続人)が亡くなられたこと、および相続人であることがわかる書類(戸籍謄本など)

◆納税証明関係(納税課)

I 証明の種類

- 納税証明書
- 滞納のない証明書
- 必要書類
 - ㊦ 本人が窓口に来た場合
 - 身分証明書(免許証など)
 - 写真付きが好ましい
 - 認め印
 - ㊧ 同一世帯の親族が窓口に来た場合
 - 窓口に来た方の身分証明書(免許証など)
 - 認め印
 - ㊨ 相続人が窓口に来た場合
 - 窓口に来た方の身分証明書(免許証など)
 - 委任者本人の署名捺印のある委任状

II 必要書類

- ㊦ 本人が窓口に来た場合
 - 身分証明書(免許証など)
 - 写真付きが好ましい
 - 認め印
- ㊧ 同一世帯の親族が窓口に来た場合
 - 窓口に来た方の身分証明書(免許証など)
 - 認め印
- ㊨ 相続人が窓口に来た場合
 - 窓口に来た方の身分証明書(免許証など)
 - 委任者本人の署名捺印のある委任状

記載例

委任状

浦添市長 殿

(代理人)

住 所

浦添市△△△△丁目○番○号

氏 名

浦添 花子

生年月日

明・大(昭)平 57年 4月 1日

連絡先(携帯可)

(○○○)○○○○-○○○○

私は、上記の者を代理人と定め、下記の証明書申請及び受領に関する権限を委任します。

記

<委任事項>

※該当する口は✓をつけてください。

☐ 所得証明書(収入及び所得額)	平成	年度(平成	年中の所得)	(	通)
☐ 課税証明書(市県民税額)	平成	年度(平成	年中の所得)	(	通)
☒ 所得課税証明書(全項目)	平成	25年度(平成	24年中の所得)	(	2通)
☐ 資産証明書(評価額なし)	平成	25年度(1	通)		
☒ 評価証明書(評価額あり)	☐ 資産全部	☒ 資産の一部(指定)必要な土地・建物の登記簿上の地番を記入)			
☐ 公課証明書(評価及び税相当額あり)	・土地の地番：浦添市	安波茶○丁目○番地○			
☐ 土地家屋名寄帳	・家屋の地番：浦添市	安波茶○丁目○番地○			
☐ その他(					

平成25年 6月 3日

(委任者)

住 所

浦添市△△△△丁目○番○号

氏 名

浦添 太郎 (印)

生年月日

明・大(昭)平 51年 5月 5日

連絡先(携帯可)

(○○○)○○○○-○○○○

<注意事項>

1 委任者が個人の場合は、必ず委任者本人が自署し、押印してください。
 2 法人の場合は、氏名及び住所を名称又は所在地とそれぞれ読み替え、法人の実印(代表者印)を押印してください。
 3 来所する際は、運転免許証など来所した人が代理人本人であることを確認できるものをご持参ください。
 4 委任事項には、必要な証明書の名称及び枚数を記載してください。
 5 委任の内容に疑義がある場合には、委任者の方に電話で確認することがありますので、連絡先は必ず記載してください。

休日納税相談窓口

ご相談予定の方は、事前に納税課までお問い合わせください。

日 時

6月16日(日)

午前9時～午後5時

場 所

納税課窓口(市役所本庁舎2階)

※対象は、市県民税、固定資産税、軽自動車税です。

市県民税第二期分の納期限は

7月1日(月)です。

忘れずに納めましょう！